

2023年7月21日

長野地方最低賃金審議会
会長 倉崎 哲矢 殿生協労連 コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 占部 修吾

2023年度の長野地方最低賃金額の審議にむけた意見書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は、1都5県の生活協同組合と関連職場ではたらくなかまを組織した労働組合で、従業員の約7割がパート労働者などの非正規雇用で働いています。運動方針の柱として、格差と貧困をなくすための最低賃金引き上げをめざし、とりわけ最低賃金におきましては、地域間格差の解消、どこでもだれでも8時間働いたら暮らせる社会、最低賃金1,500円の実現をめざしています。今年度の長野地方最低賃金額の改定につきまして、生協職場で働くなかまを代表して意見を述べさせていただきます。

1. 2023年最低賃金改定にあたって

新型コロナウイルス感染拡大の下での長野県の最低賃金は、2020年の1円、2021年の28円、2022年の31円引き上げで、最低時給は908円となりました。最低賃金制度は、賃金の最低額を規定することで、憲法25条にある「健康で文化的な最低限度の生活」を保障されるべきものです。しかし、コロナ禍で格差と貧困の問題はより深刻さを増しています。

このため2022年度の最賃改定では、物価上昇に見合う最低賃金の引き上げが社会的に求められていたわけでありました。昨年の中央最低賃金審議会では、A・Bランク31円、C・Dランク30円という過去最高の引き上げ目安額が答申され、22道県の地方最低賃金審議会では目安額を1~3円上回る額で決定した地方もあったものの、長野県では目安額通りの31円の引き上げで決定し、最賃額908円となりました。結果、この間の物価上昇率には届かない改定率に留まりました。

切迫している低賃金労働者の生活維持のためには大幅な最低賃金の引上げが必要です。これ以上の格差と貧困の拡大を招かぬよう2023年度の長野地方最低賃金審議会での議論を尽くしていただきたいと考えます。

2. 全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

全労連とその加盟組織は最低賃金法を改正し、全国一律の最低賃金制度にしていく運動に取り組んでいます。全国一律の最低賃金制度を求める要求は、科学的根拠に基づくものです。全国各地で1ヶ月の生活に必要な費用を調査する最低生計費試算調査を実施し、その結果から、全国どこでも単身20代が普通に暮らしていくために必要な費用は、月額約23万円となっており、長野市でも時給で1,699円が必要であることが明らかになっています。

私たちが長年、最低賃金の全国一律制の実現を求めてきた結果、最低賃金を全国一律制度にしていこうという声が、様々な団体や国会議員の間でも広がってきています。私たちが毎年取り組んでいる全国一律最賃制を求める国会請願署名の紹介議員も2022年は104人、2023年は121人と、増えてきています。中央最賃審議会の目安協議会では、今年10月の改定から3ランク制へと変更することを決めましたが、私たちが求めている全国一律制に照らせば、この変更はまだ不十分なものです。

全労連では現在、全国一律の最低賃金制度にしていくために、最低賃金法を改正していく4つのポイントについても、国会議員との合意形成を進めようとしています。全労連が考える最賃法改正の4つのポイントとは、「公務員への適用」「中央と地方の各審議会の役割整理」「決定要素からの事業の支払能力削除」「中小企業支援策の国への義務づけ」です。今年度の最賃審議会での議論でも、上記の経過を踏まえた検討がなされることを期待します。

3. 最低賃金の引き上げは、中小企業政策とセットで

現行の最低賃金法の問題点の一つは、最低賃金の決定要素の一つに「事業の支払能力」を挙げている点があります。憲法が保障する生存権が「事業の支払能力」に左右されるようなことはあってはならないと考えます。また、この間生協労連として進めている中小企業団体との懇談では、中小企業の経営者も賃金を引き上げたいとの思いは持っています。大企業との関係性や価格転嫁の難しさなどから、賃金を上げたくても上げられないのが実態です。

中小企業も賃金を上げられるようにするには、企業努力だけではなく政策的な中小企業支援が必要です。現在も賃上げする中小企業への助成制度はありますが、使い勝手が悪い、申請の難しさなどの理由からあまり活用されていません。全国の中小企業にあまねく効果が行きわたるような中小企業支援策をセットにして、最低賃金の大幅な引き上げを実現するべきと考えます。

4. 景気回復と働いたら人間らしく暮らせる最低賃金へ

コロナ禍による世界経済の低迷と生産性の減少、ロシアのウクライナ侵攻による経済制裁、原材料価格の高騰など世界経済が混迷を深めています。そうした中でもアメリカの政府雇用職員の時給は、2,025円となり、ドイツでは10月から最低賃金を1,683円に引き上げると法案を可決しました。イギリス、フランス、ベルギーなども1,600円台になっています。日本政府は「経済財政運営と改革の基本方針2022」のなかで、「できる限り早期に最低賃金が全国加重平均1,000円以上になることを目指す」としています。しかし、引き上げの時期については、「できるだけ早期に」とするだけで具体的にはなっていません。目指す額についても、1,000円では、人間らしい生活をおくるために必要な額には届きません。

非正規雇用の一人ひとりの賃金が、生活するために必要な生計費となっています。コロナ感染症拡大や物価の高騰で、低所得者層にとっては、生活必需品の値上がりは生活に大きな影響を及ぼしていることから最低賃金の大幅な引き上げは喫緊の課題ととらえ、中央最低賃金審議会の提示する目安額にとらわれず長野県の最低賃金を大幅に上げる審議をお願いします。また、すべての労働者が働いたら人間らしく暮らしていける最低賃金とはどのような水準であるべきか、という視点での議論をつくしてください。早期に、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことをお願いします。

以上